

いっとくパス使用者規約

第1条（総則）

本規約は、大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が発行する「いっとくパス」について規定するもので、使用者（以下に定義します。）がいっとくパスを使用する場合には、本規約が適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

1. 「いっとくパス」とは当社が発行する、デジタル商品券、デジタルクーポンの2種類の電子商品券をいいます。
2. 「デジタル商品券」とは、当社の定める条件に従い、電磁的方法によりスマートフォン等の端末の画面上に記載された金額について加盟店における商品代金に充当できる電子商品券をいいます。
3. 「デジタルクーポン」とは、当社の定める条件に従い、電磁的方法によりスマートフォン等の端末の画面上や専用ホームページ上に掲載された商品や、商品代金合計額の割引等について、加盟店において提示と引換えに、提供を受けることができる電子商品券をいいます。
4. 「使用者」とは、当社が規定した本規約を承諾のうえ、いっとくパスを加盟店で使用する者をいいます。
5. 「加盟店」とは、いっとくパスを使用可能な店舗として登録されている店舗をいいます。
6. 「いっとくパス取引」とは、使用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その代金相当額をデジタル商品券により支払う取引及びデジタルクーポンにより商品提供や商品代金割引を受ける取引をいいます。
7. 「消し込み」とは、使用者がいっとくパスを加盟店で使用した際に、電子スタンプを使ってスマートフォン等の通信端末へ押印すること等により、いっとくパスを使用済み登録又は金額減算することをいいます。

第3条（使用者の負担）

いっとくパスの使用に関わる、使用者の携帯電話（スマートフォン等）の通信料・接続料等は、使用者が負担するものとします。

第4条（いっとくパスの管理等）

1. 使用者はいっとくパスを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。
2. 使用者はいっとくパスを紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、当社は一切の責任を負いません。

第5条（いっとくパス取引）

1. 使用者は、加盟店にて、いっとくパスを使用して商品の引き換え・購入等を行なうことができます。ただし、別表第1に該当するものは対象外とします。
2. 「デジタル商品券」使用者は、自己の保有するいっとくパスの金額から任意の決済金額を入力して、いっとくパス取引を行うものとします。
3. 「デジタル商品券」使用者は、いっとくパス取引時に、いっとくパス利用金額を必ず確認するものとします。
4. 「デジタルクーポン」使用者は、スマートフォン等の端末の画面上や専用ホームページ上に掲載された商品や、商品代金合計額の割引等について加盟店において提示と引換えに提供を受けることができます。
5. いっとくパス取引後の返金対応はできません。

第6条（加盟店との紛争）

使用者は、加盟店から購入した商品もしくは権利、または提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他使用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、使用者は加盟店との間で解決するものとし、当社はその責任を負いません。

第7条（いっとくパスの有効期限・使用可能期間）

1. 有効期限は、スマートフォン等で確認することができます。
2. 有効期限を経過した場合、いっとくパスの利用は一切できなくなります。
3. 有効期限内であっても、取得したいっとくパスの払い戻しは出来ません。

第8条（個人情報等の収集および利用）

当社は、いっとくパスで収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、次のとおり適切に取り扱うものとします。

①個人情報とは、いっとくパス登録において提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別できる情報をいいます。

②個人情報の共同利用

（1）共同利用することのある項目

ア) 氏名・電話番号・Eメールアドレス・郵便番号・性別・利用日・いっとくパスの利用場所、利用日、利用金額・住所・ご要望等、特定の個人を識別できる事項。

イ) お問い合わせに関する事項。

ウ) サービス提供に関する事項。

（2）共同利用の目的

ア) いっとくパスの運営及びサービス提供

イ) サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析

ウ) 電子メール等の通知手段による情報発信

エ) 利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応

オ) その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

カ) 上記、目的をサポートするための業務委託会社による利用

（3）共同利用する者の範囲

ア) 弊社グループ会社

③個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を越えた当社における利用及び当社以外の者への提供は、本規約定める場合を除き、一切いたしません。

ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

④個人情報の管理

収集した個人情報については、当社が厳重に管理し、漏洩、不正流用改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

第9条（業務委託）

当社は、いっとくパスの運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

第10条（使用停止または中止）

1. 当社または加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、使用者に通知することなく、いっとくパスの全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、使用者は、いっとくパスの全部または一部を使用することができません。
 - ①天災地変、停電、システム障害、通信の障害、電子スタンプの故障その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。
 - ②システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。
 - ③本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。
 - ④その他やむを得ない事由が生じた場合。
2. 前項に基づきいっとくパスの全部または一部が停止または中止されたことにより生じた使用者の損害等について、当社は一切の責任を負いません。

第11条（使用の一時停止および中止）

当社または加盟店は、使用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該使用者の使用を一時停止または中止することがあります。その場合、使用者のいっとくパス取引は出来ず、保有するいっとくパス残高は失効し、払い戻しはいたしません。

- ①本規約に違反し、または違反したおそれがある場合。
- ②いっとくパスを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合
- ③いっとくパスの利用状況に照らし、使用者として不適格である場合。
- ④いっとくパス取得申込に虚偽が発覚した場合。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 使用者は、以下の事項のいずれにも該当しないこと及び行わないことを表明し保証するものとします。
 - ①暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - ②暴力団員（暴力団の構成員）

- ③暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
 - ④暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を使用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
 - ⑤総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、生活の安全に脅威を与える者）
 - ⑥社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、社会の安全に脅威を与える者）
 - ⑦特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
2. 使用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。
- ①法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ②取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ③風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ④その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、使用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、使用者の保有するいっとくパス残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、当社は、かかる疑いの内容および根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取り消しに起因して使用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。
4. 前項の場合、当該使用者の保有するいっとくパス残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第13条（いっとくパスの終了）

当社は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、いっとくパスを全面的に終了することがあります。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により使用者に周知する措置を講じます。

第14条（規約の変更）

当社はいっとくパス使用者の同意を得ることなく、本規約を変更することがあるものとします。この場合、当社は、適用開始日の2週間前までに当社ホームページ上で改定後の本規約を提示するものとし、事業者の本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとします。

第15条（合意管轄裁判所）

使用者は、いっとくパスに関して当社との間に紛争が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第16条（準拠法）

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

本規約は、2022年12月5日から効力を有します。

別表第1

区分	事例
換金性・投機性の高いもの	商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの及び同条第1項5号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯	・店舗型性風俗特殊営業 ・店舗型電話異性紹介営業 ・無店舗型性風俗特殊営業 ・無店舗型電話異性紹介営業 ・映像送信型性風俗特殊営業 ・パチンコ、マージャン等

出資や債務の支払い、事業所間の支払い	出資、仕入れ等の事業資金
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
その他(消費拡大につながらないもの)	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、土地・家屋の購入・賃貸、診療費・治療費等